

合併協定項目

合併協定項目とは、合併に際しての基本的な事項や、両市町が実施している事務事業のうち、特に住民生活に深く関わりがあり、かつ合併に際して重要と考えられる事項です。合併協定項目は、合併協議会で、協議、確認され、合併協定書として取りまとめられます。

項 目		項 目		
1	合併の方式	25	各種事務事業の取扱い	
2	合併の期日	1	国内・国際交流事業	
3	新市の名称	2	電算システム事業	
4	新市の事務所の位置	3	広報広聴関係事業	
5	財産及び債務の取扱い	4	人権推進事業	
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	5	納税関係事業	
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	6	消防防災関係事業	
8	地方税の取扱い	7	交通関係事業	
9	地域自治制度(地域審議会・地域自治区・合併特例区)の取扱い	8	窓口業務	
		9	保健衛生事業	
10	一般職の職員の身分の取扱い	10	障がい者福祉事業	
11	特別職の身分の取扱い	11	高齢者福祉事業	
12	条例、規則等の取扱い	12	児童福祉事業	
13	事務組織及び機構の取扱い	13	保育事業	
14	一部事務組合等の取扱い	14	生活保護事業	
15	使用料、手数料等の取扱い	15	その他の福祉事業	
16	公共的団体等の取扱い	16	健康づくり事業	
17	補助金、交付金等の取扱い	17	ごみ収集運搬業務事業	
18	町名、字名の取扱い	18	環境対策事業	
19	慣行の取扱い	19	農林水産関係事業	
20	国民健康保険事業の取扱い	20	商工、観光関係事業	
21	介護保険事業の取扱い	21	勤労者、消費者関連事業	
22	消防団の取扱い	22	建設関係事業	
23	行政区の取扱い	23	上・下水道事業	
24	諮問機関の取扱い	24	市町立学校の通学区域、学校名	
		25	学校教育事業	
			26	文化振興事業
			27	社会教育事業
			28	青少年健全育成事業
			29	男女共同参画事業
			30	社会福祉協議会
			31	その他の事業
			26	合併市町村基本計画